

別表十二（十二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第57条の8《特定船舶に係る特別修繕準備金》若しくは平成23年12月改正法附則第65条第2項から第18項まで《特別修繕準備金に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の58《特定船舶に係る特別修繕準備金》若しくは平成23年12月改正法附則第82条第2項から第13項まで《特別修繕準備金に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「前回の定期検査又は特別修繕の年月日2」には、当期がその特別の修繕を完了した日の属する事業年度である場合は、当期の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。

3 平成24年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において平成23年12月改正法附則第65条第2項から第18項まで又は第82条第2項から第13項までの規定の適用を受ける場合には、適用を受ける資産ごとにこの明細書を作成してください。このとき、「1」及び「2」並びに「平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算」の各欄を記載し、「3」から「24」までの各欄は記載を要しません。

4 「期首特別修繕準備金の金額3」には、当期首現在における税務計算上の特別修繕準備金の金額を記載します。

5 「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額10」は、①当該資産につき当期末までに特別修繕を行ったことがある場合には、「類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額」を消し、②当該資産（船舶に限ります。）につき当期末までに特別修繕を行ったことがなく、かつ、当該資産の類似船舶につき当期末までに特別修繕を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び②以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は」を消します。

6 「積立限度額の計算」の「 $\frac{\text{当期の月数}}{60}$ 又は72」13」は、次により記載します。

(1) 措置法第57条の8第10項の規定の適用を受ける場合にあってはその事業年度開始の日から同項に規定する適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、同法第68条の58第9項の規定の適用を受ける場合にあってはその連結事業年度開始の日から同項に規定する適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として記載します。

(2) 措置法第57条の8第12項、第13項又は第15項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む事業年度（以下「引継事業年度」といいます。）にあってはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から当該引継事業年度終了の日までの期間の月数を、同法第68条の58第11項、第12項又は第14項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む連結事業年度（以下「引継連結事業年度」といいます。）にあってはこれらの規定に規

定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から当該引継連結事業年度の終了の日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として記載します。

7 「特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算」
「積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合」
の $\frac{(23) \times \text{当期の月数}}{60}$ 24」

は次により記載します。

(1) 措置法第57条の8第14項又は第16項の規定により読み替えられた同法第55条第15項又は第19項《海外投資等損失準備金》の規定の適用を受ける場合にあってはこれらの規定に規定する適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、同法第68条の58第13項又は第15項の規定により読み替えられた同法第68条の43第13項又は第16項《海外投資等損失準備金》の規定の適用を受ける場合にあってはこれらの規定に規定する適格分割又は適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として計算した金額を記載します。

(2) 措置法第57条の8第12項、第14項又は第16項の規定により読み替えられた同法第55条第13項、第17項又は第21項の規定の適用を受ける場合にあってはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数を、同法第68条の58第11項、第13項又は第15項の規定により読み替えられた同法第68条の43第11項、第14項又は第17項の規定の適用を受ける場合にあってはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として計算した金額を記載します。

8 「当期益金算入額の計算」の「 $\frac{\text{当期の月数}}{120}$ 」27」は、次により記載します。

(1) 平成23年12月改正法附則第65条第12項若しくは第16項又は第82条第9項若しくは第12項の規定の適用を受ける場合には、「当期の月数」とあるのは、「当期の月数（適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度又は連結事業年度にあっては、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数）」として記載します。

(2) 平成23年12月改正法附則第65条第10項、第14項若しくは第18項又は第82条第7項、第10項若しくは第13項の規定の適用を受ける場合には、「当期の月数」とあるのは「当期の月数（適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度又は連結事業年度にあっては、同日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数）」と、「120」とあるのは「120から経過期間（平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日から適格合併、適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間）の月数を控除した月数」として記載します。